

▶ 厚生年金に関する相談

厚生年金・国民年金の受給等に関する相談を受け付けています。

港年金事務所

浜松町1-10-14 (住友東新橋ビル3号館) ☎5401-3211

※共済組合等に加入していた人は、各共済組合でも相談できます。

税金

住民税(特別区民税・都民税)・森林環境税

税務課……………☎P.54参照
FAX3578-2634

◎納めていただく人

- (1)1月1日現在、区内に住所があり、前年中に所得のあった人
- (2)区内に住所がなくても、1月1日現在、事務所、事業所、家屋敷が区内にある人

◎納めなくてよい人

- (1)生活保護法による生活扶助等を受けている人
- (2)障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が一定限度額(135万円)以下の人
- (3)前年の合計所得金額が条例で定める金額以下の人

◎納め方

(1)納付(入)書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア※、モバイルレジまたは電子マネー決済(スマートフォン等による納付※)、税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払いください。

※30万円以下・普通徴収のみ

(2)納付(入)書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

(3)口座振替

銀行・信用金庫・信用組合等の預金口座から自動的に納めることができます(普通徴収のみ)。

記入・押印した口座振替依頼書を指定口座のある金融機関へ持参し、手続きをしてください。口座振替依頼書は税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室に置いています。

また、Web口座振替受付サービスも利用できます。

◎納税管理人の届け出

港区内に住所等を持たなくなった人(特に出国等)は、住民税の納税義務を果たすために、納税管理人を定めて、申告する義務があります。

軽自動車税(種別割)

税務課……………☎P.54参照
FAX3578-2634

◎納めていただく人

その年の4月1日現在、軽自動車等を所有する人

◎納め方

(1)納付書による払い込み

お近くの金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、モバイルレジ、地方税お支払サイトまたは電子マネー決済等(スマートフォンによる納付)、税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室で納期限までにお支払いください。

(2)納付書がない場合の払い込み

税務課または各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室でお支払いいただけます。

▶ 軽自動車等の登録と廃車

新規登録、所有者の変更、廃車等は速やかに届け出てください。使用しない車等をそのままにしておく、いつまでも税金がかかります。

登録・廃車の窓口は次のとおりです。

原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を含む)・ミニカー・小型特殊自動車

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)・台場分室

二輪の小型自動車・軽二輪

関東運輸局 東京運輸支局

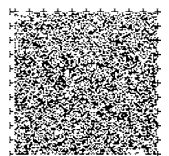
品川区東大井1-12-17

☎050-5540-2030

軽自動車(二輪を除く)

軽自動車検査協会 東京主管事務所

港南3-3-7 ☎050-3816-3100





区税の減免

税務課……………☎**下記参照**
FAX**3578-2634**

次のような人は、区長が必要と認めるときには減免が受けられる場合があります。

▶ 住民税(特別区民税・都民税)・森林環境税

- (1)生活保護法による生活扶助等を受けるようになった人
- (2)失業または病気、災害等のため生活が非常に苦しくなった人
- (3)その他の特別な理由がある人

▶ 軽自動車税(種別割)

- (1)災害、その他これに類する理由により生活が困難となった人
- (2)生活保護法による扶助を受けるようになった人
- (3)心身に障害があって歩行が困難な人が車を所有し、自分で運転する場合
- (4)心身に障害のある人と生計を同じくしている人や身体障害者等のみで構成される世帯の人を常時介護する人で障害者のために運転する場合
- (5)その構造が、もっぱら身体障害者等の利用に供するためのもの
- (6)その他特別な理由がある人

納税・課税証明書の発行

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)・台場分室
税務課税務係……………☎**3578-2586~91**
FAX**3578-2634**

住民税(特別区民税・都民税)・森林環境税の納税証明書・課税証明書は各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は証明交付担当)および台場分室で発行します。本人確認できるもの(マイナンバーカード・在留カード・免許証等)を持参してください。また、本人以外の方が請求するときは、本人の委任状と代理人の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・在留カード・免許証等)が必要です。

郵便で請求する場合は、税務課税務係にご請求ください。なお、郵便で請求する場合は、本人の委任状があっても代理人による請求はできません。

コンビニ交付サービスでも取得できますが、事前の利用登録が必要です。各総合支所区民課窓口サービス係へお問い合わせください。

インターネットから電子申請を行い、取得することも可能です。スマートフォンとマイナンバーカードを利用し、本人確認を行い、交付手数料と返信用郵送料をクレジットカードにてお支払いいただきます。

※マイナンバーカードは、6桁以上のパスワード(有効な署名用電子証明書の搭載)が必要です。

税の問い合わせ

種類	内容	問い合わせ
区税	課税・減免等について	税務課課税係 ☎ 3578-2593~8、2600~8
	軽自動車税(種別割)について	税務課税務係 ☎ 3578-2586~91
	特別区たばこ税について	税務課税務係 ☎ 3578-2586~91
	納税について	税務課納税促進係 ☎ 3578-2615~21、2626~33
都税	法人事業税・法人住民税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、特別土地保有税等の申告と納税について	港都税事務所 麻布台3-5-6 ☎ 5549-3800(代表)
国税	所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の申告について	芝税務署 芝5-8-1 ☎ 3455-0551(代表) 麻布税務署 西麻布3-3-5 ☎ 3403-0591(代表) http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm

